

議事録

平成22年度 第1回奈良県障害者施策推進協議会

平成22年7月6日(火) 13:30～

於 奈良県中小企業会館 4F 中会議室A・B

協議会出席者

- ・ 出席委員
森山委員、八木委員、桐野委員、狭間委員、川西委員、辰己委員、長谷川委員、松本委員、阪口委員、品川委員、奥田委員、本田委員、植村委員
- ・ 事務局
杉田健康福祉部長、平井次長
障害福祉課 古市課長、林課長補佐、平田課長補佐、森本課長補佐、井勝係長、夏原係長、高塚係長、森田係長、中岡係長、中野係長、坂尻主事、池田主事
保健予防課 百地課長補佐、村田係長
特別支援教室企画室 山本室長補佐

【事務局(林課長補佐)】

ただいまから平成22年度第1回障害者施策推進協議会を開催します。
本日はお忙しいところ委員の皆様方にお集まりいただきありがとうございます。
議事に先立ちまして、奈良県健康福祉部杉田部長よりごあいさつ申し上げます。

【杉田部長】

皆さんお忙しいところ奈良県障害者施策推進協議会にお集まりくださいましてありがとうございます。今日は、奈良県障害者計画長期計画2005の進捗状況などご報告するものでございます。現在国では障害者施策について抜本的な制度見直しが行われています。障害者制度改革推進会議の総合福祉の会議というところで各種の障害者施策の見直し、とりわけ障害者自立支援法の見直しをと大きく踏み込まれようとしています。

これにつきましては、どういうふうに進むかわかりません。県での障害者施策推進協議会といった取り組みをするのも前進ではありますが、やはり国の方でもしっかりと大きな一歩をふみだしていただきたいと思って、我々としてもその動向を見守っていきたいと思っています。

進み具合によっては、障害者福祉について、大きな枠組み変更があるかもしれません。そうした時には、県の施策も相当な影響を受けてくるものと思われます。いずれにいたしましても私どもにできることは着実に実施していくと。こういう姿勢のもとに今日の協議会を開催して皆様からのご意見を拝聴して取り組んでまいりたいと思います。今日はあり

がとうございます。

【事務局（林課長補佐）】

この障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づきまして、設置されたものでございまして、県の障害者長期計画の策定及び県における障害者施策の総合的、計画的な推進に必要な事項について協議していただく機関です。今回初めて委員になられた方がおられますので、まず事務局より新任委員をご紹介します。奈良県議会厚生委員長
の森山賀文様でございます。

【森山委員】

皆様どうもはじめまして、ご紹介いただきました森山賀文と申します。平成22年度県議会厚生委員長につかせていただきましたので、そのご縁で、協議会に加わらせていただきました。どうぞよろしく願いたします。初度の協議会ということでより大切な機会ではありますけど、本日も、所用が重なっておりますので、大変恐縮ですが、途中退席をさせていただきますことをご了解、ご了承いただきたいと思います。この1年間よろしく願いたします。

【事務局（林課長補佐）】

それでは先に、事務局よりお手元の資料について、確認をさせていただきます。

平成22年度 第1回奈良県障害者施策推進協議会次第、出席者名簿

資料1-1、資料1-2、資料2、資料3-1、資料3-2

足りないものがございましたら、お手を挙げていただきたいと思います。

それでは、これからの進行につきましては、協議会条例第5条第1項の規定によりまして、八木会長に進行を願いたします。

【八木会長】

それでは、皆さんよろしく願いたします。まず、はじめに、本日の欠席委員ですが、山下委員、榊原委員のお二方が欠席です。植村委員については、遅れてこられるということで、過半数の委員の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第5条第2項の規定によって、本日の会議は有効に開催されるということでございます。

それでは、本日の議題に入ります。

まず、奈良県障害者長期計画2005の前期取りまとめについて事務局から、説明願いたします。

【事務局（古市課長）】

障害福祉課の古市でございます。どうぞよろしく申し上げます。

昨年度末22年3月に奈良県障害者計画やと策定できました。皆さんご協力ありがとうございました。それで、本日の議題の一つ目は以前作っています奈良県障害者長期計画2005の前期のご報告ということで、ご承知おきください。座らせて説明させていただきます。

資料1-1をまずご覧いただきたいと思います。奈良県障害者長期計画2005につきましては5つの分野別施策の方向を定めまして、推進してきたわけでございます。一つ目、例えば共に生きるための地域支援の充実という施策分野をたてました。

そこで、相談支援体制の整備に努めてまいりましたが、右のほうに少し書いております、相談支援体制の整備に関する検討を行なうために県の自立支援協議会では年2回を開催して検討を行なっています。更に、県自立協議会であるとか地域の自立支援協議会の機能強化を図るために下部組織として4つの専門部会を設けて運営をしたと、さらに課題に対して、迅速に対応できるような6つのワーキングの設置をしております。それから相談支援につきましては広域的支援ということで、奈良県では各圏域に圏域マネージャーを置いておりまして、そこでその方が中心になって相談支援体制の整備を進めているところであります。そして、21年度には、圏域マネージャーと障害者就業・生活支援センターのコーディネーター1名と3名ですけれども4名が一つの拠点で活動できるほっと支援センターとっておりますが中和圏域で設置させていただきました。

さらに専門的支援でございますが、発達障害者に対しては、「でいあ〜」ということのでかなりの相談件数が殖えております。更に高次脳機能障害支援センターも20年10月に開始して以来、周知度も高まりまして、どんどん相談件数、診断件数が増えているところでございます。時間の都合でかなり項目をピックアップさせていただきながら説明させていただきますので、ご了承をお願いします。

次に2ページをお願いします。障害者ケアマネジメントの普及でございますけれども、やはり人材養成が必要ということで、右に記載の各種研修を実施して、それぞれ研修修了者を獲得をしているところでございます。研修の質の向上、マネジメントの質の向上を図ってまいっているところでございます。

次に飛びますが、4ページをお願いしたいと思います。在宅福祉サービスの充実でございますけれども、やはり障害のある人の地域移行を推進するためにはグループホーム、ケアホーム等が必要であろうということで整備を進めております。グループホーム、ケアホームの住居数100か所ということで定員620名に今いたっております。また、後ほど細かい説明をさせていただきます。

次の項目でございますけれども、重症心身障害児であるとか発達障害児に対する支援の充実ということで、やはりショートステイとか重度訪問介護実施が必要であるということで、右に記載の51箇所であるとか320か所ということで整備をしていることでありま

す。

自閉症、高機能自閉症、学習障害などの発達障害者に対しては、先ほども触れましたが、発達障害支援センター「でいあ〜」で相談等を受け取っておりまして、相談件数1,619件 発達支援118件となっているところでございます。

飛ばしますが、次に7ページをご覧くださいと思います。就労への支援と雇用の促進ということで、雇用の促進に向けて取り組みをしているところでございますが、奈良県の障害者雇用率は2.0%でありまして、全国第8位となっております。奈良県の取り組みとして、県庁の取り組みとして、就労支援実行計画というのを作っております。清掃業務委託においては障害者の就労の条件をつけることを仕様としまして、県施設の10か所において入札を実施して、21年度は障害者11名を清掃作業員として就労いたしております。各出先機関においてもそういう努力もさせていただいていることであります。

8ページをお願いいたします。就労のための支援の充実という項目でございます。右の表ですが、奈良圏域、西和、中和、東和圏域4圏域において、障害者就業・生活支援センターを設置して、運営を行っております。そこで障害者の就業とか生活面の支援を行なっているところでございます。更にジョブコーチ支援事業による支援開始で35名とかトライアル雇用開始数126名、職場適応訓練事業による支援20名をやっているところでございます。

次に9ページをお願いします。スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興という項目でございますが、障害者スポーツの振興でございますけれども、毎年、障害者スポーツ大会をやっていますが、1,071名の参加者を得ているとその障害者スポーツボランティアの登録者数は461名いただいているというようなことです。さらに活性化を図る必要があると思っております。

それから、ひとつ飛んで 多様な場面での芸術文化活動・生涯学習の振興でございますが、これも例年通り障害者作品展を開催しております。更に美術館とか万葉文化館では、手帳所持者については観覧料を無料にしたり、というような援助をしているというようなことでございます。

次に11ページをご覧くださいますようお願いします。医療環境の充実でございますけれども早期発見・早期治療のための医療体制の充実ということで、各医療関係でもやっておるんですけれども、3番目の高次脳機能障害等への対応ということで、20年10月に設置した高次脳機能障害支援センターにおいては、診断、相談支援、関係機関に関する研修会等を実施しております。延べ相談件数が1,562件にのぼっているというようなところでございます。更に、一番下のほうに適切なりハビリテーションの推進ということで、中途障害者等に対して、適切なりハビリテーションをこういうふうにご利用者、入院・外来患者この様に多くの利用者を得ているところでございます。

それから、飛びまして、13ページをお願いします。住宅・道路環境・交通施設の整備でございますけれども、交通施設の整備まあ、各駅のバリアフリー化に努めていただい

いるところです。奈良交通におかれては、ノンステップバスの導入とか、そして近鉄田原本駅の既存スロープの改修とそれから JR 奈良駅の桜井線ホームへのエスカレーター・エレベーターの設置等が図られたということでございます。

次に14ページをお願いします。ハード面でのバリアフリーだけじゃなくて、コミュニケーション支援推進ということで、視覚障害の方や聴覚障害の方に、点訳・音訳等をすすめるということで、点訳音訳ボランティア登録者が318人にのぼっています。そして、手話通訳者は110名の登録を得ているところでございます。

それから最後の17ページでございますけれども、権利擁護のための施策の充実ということで、地域福祉権利擁護事業、県の社会福祉協議会が行なっておりますけれども、かなりの件数になっています。更に、ここに記載しておりませんが、障害福祉圏域、5圏域ありますけれども、専門の担当の弁護士を決めまして、特に法律的な問題、相談がある時には、その担当弁護士に繋げるような仕組みを作ったところでございます。

その次に資料1-2をご覧ください。ちょっと縦長の表ですけれども奈良県障害者長期計画2005数値目標の進捗状況ということで、数値目標を定めたものについてどれ位の進捗かというのをみていただくための表なのですけれども、

1番の相談支援体制整備であるとか、人材育成については概ね21年度末の目標にほぼ近いとか、オーバーしたりしているところでございます。3番のサービスの基盤整備でございますけれども、訪問系サービスは21年度末の見込みをかなり上回っているのですけれども、(2)の日中活動系サービス特に自立訓練(機能訓練)がきわだって、ちょっと伸びが遅いというようなことであります。それから次のページ2枚目でございますが、最後に、最後の地域生活支援事業というのが平成21年度末の目標441ということで、21年度末の数字が50、これは、サービス利用計画作成費ということであげておりますけれども、これは現在のサービス利用計画の作成の手続きが利用サービスが決定した後、支給決定後というような仕組みになっているので、その辺が関係あるのかなと、そういうことで、サービス利用手続きの見直しについては、今検討されていると考えています。

非常に簡単ですけれども、以上で2005の進捗報告をさせていただきました。

【八木会長】

はい、ありがとうございます。いま事務局の方から分野別の施策の実施状況について、また、数値目標の進捗状況について説明していただきました。何かご質問、お尋ねしたいことがあればよろしくをお願いします。

はい、長谷川委員どうぞ

【長谷川委員】

長谷川です。資料1-1の14ページ。 県政ニュース、県政広報ですね。計画の文章を見ますと、県政広報サービスは、点字広報や音声広報をはじめテレビ媒体における情報

提供についても、障害のある人への配慮を進めます。というふうに書かれています。実際の進捗状況を見ますと、県行政の動きなどを番組として県政フラッシュとしていますが、聴覚障害者に対する配慮はどのようになっているのか。実際にここには、そういった声がきこえてこないのですが、手話通訳がついていないし、字幕もないという状況なのですけれども、そのことについて、予算がないからつくらないのか、または、情報提供施設がないのでその結果そのような事になっているのか、そういうふうにも考えてよろしいのでしょうか。

【八木会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局（古市課長）】

以前にもですね、この委員会で長谷川委員からのご指摘いただいたと思うのですが、県政フラッシュ、担当課にも相談しましたが、即、字幕スーパーというのはなかなか難しいという返事を貰っています。聴覚障害施設があるから、ないから、とは全く別な話だと思います。また、字幕スーパーなど、それについては、また、相談をしていきたいと考えています。

【八木会長】

ということですが、いかがでしょうか。

【長谷川委員】

まあ、前回と回答は一緒かなと。前回も相談してみます。難しい。というようなお答えだったかなと思うんですけど。それを超えて、出来るように、障害のある人への配慮というものを進めますというふうに書かれていますので、実際は違う、改めて真剣に考えていただきたいなというふうに思っています。全くそういった部分に関して情報が入ってこないの、やはり情報不足の部分があると思います。情報が入らない、情報の量に差があるのかなと思いますので、やっぱりバリアフリーとして、障害者に対してやさしいバリアフリー作りを県には、県としての責任があるかなというふうに思いますので、お願いします。

【八木会長】

ということで、よろしくどうぞ。他にございますか。

はい、松本委員どうぞ

【松本委員】

グループホームとケアホームの件なのですが、資料1-1では5ページのところと数値実

績の方では4ページになるのですが、グループホームとケアホーム、別々にケアホームはどのくらい実際にあるのか、まとめて書かれています、別々に数値等はわかりませんでしょうか。

【八木会長】

ということでしょうか。

【事務局（古市課長）】

グループホーム、ケアホーム100ヶ所ということですが、グループホームが69ヶ所、ケアホームが31ヶ所の指定ということになってございます。定員の方は手元にはございませんので、すみません。

【八木会長】

松本委員、よろしいですか。他に何かございますか。

はいどうぞ。

【阪口委員】

15ページの防災・防犯対策の充実というところで上から2行目、市町村が災害時要援護者避難支援プランを作成するというふうに書かれてあるのですが、各市町村、どの程度までプランニングができていますのかわかれば教えて欲しいと思います。

【八木会長】

はい、事務局でしょうか。

【事務局（古市課長）】

申し訳ありません。手元にデータがございませんので、後日ご報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【八木会長】

ほかにはございますか。

はいどうぞ、品川委員。

【品川委員】

資料1-1の4ページですけれども、重症心身障害児や発達障害児に対する支援の充実のところでの右端の指標の実施状況で21年度実績で重度障害者等包括支援実施事業所数が1か所になっていますけれども、他のに比べますと大変少ないですけれども、ニーズと

しては多いですので、その理由を聞かせたいと思います。

【八木会長】

事務局、お願いします。

【事務局（古市課長）】

なかなか重度障害者等については、スタッフの問題とか、非常に経営的な問題で難しい面があると思いますが、詳しい理由は、やはり事業所として、こちら指定申請の手続きをされる所が少ないです。やはり人的問題とか、基準の問題で、なかなか大変だということ、そういうことになっているんだと思います。なかなか充実に努められないと。

【八木会長】

品川委員、よろしいですか。

【松本委員】

この1か所がどこか教えていただきたい。

【事務局（古市課長）】

また、いま手元にございませから、またお知らせいたします。すみません。

【八木会長】

また、後ほど連絡をいただくということで。

阪口委員、どうぞ

【阪口委員】

資料1-1の1ページの県自立支援協議会のところの専門部会のところですが、療育教育部会、就労教育部会、生活部会、人材育成部会とあるんですけども、障害を持った子の親としたら、ここに権利擁護部会がなぜないのかと思うのです。それぞれの部会の療育教育とは何かとか、就労教育は何かをご説明いただいて、権利擁護部会というものを総括してみたら必要ないというご発言があったのですが、それも含めて、どの様な見解をお持ちなのか聞かせていただきたいと思います。権利擁護部会はあった方がいいとわたしは思っています。

【八木会長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局（古市課長）】

専門部会の中では、生活部会に属するのかなと思うのですが、その他にワーキンググループを作っているということで書いていますが、そこに権利擁護に関するワーキングを作っているところがございます。現在は4つの部会で生活部会がそれを兼ねるといようなかたちでやっているところがございます。

【八木会長】

阪口委員、いかがですか。

【阪口委員】

療育教育部会と就労教育部会とはどのように違うのですか。

【事務局（林課長補佐）】

療育教育は、まさしく療育の部門です。就労教育は就労に。だから教育の部分はある意味、年齢的な違い、というふうにご理解いただき、教育とついているのはそのところがちがうところをご理解いただけたらと、就労のところに行く年代の教育の部分と療育の教育の部分をくっつけて部会としてやらせていただいています。

【八木会長】

よろしいですか。他にございますか。

長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】

資料の1-1、14ページです。コミュニケーション支援の推進について、21年度の実績という部分で点訳・音訳ボランティア登録者が318人、登録通訳が110名というふうはこの数字があまりにも簡単すぎる。メモ的な感じが、もう少し具体的に現状というものを書くことはできないのでしょうか。数字だけではなくて。もう1つは、コミュニケーション支援の問題、厚生労働省が発表された部分のところで、数値目標の表が奈良の場合にはワースト10の中に入っているのです。ちなみに、近畿では1番最後という状況なので、滋賀は100%という率で、大阪も100%、和歌山は97%、兵庫も100に近い、その中で奈良は70%切れている状態、そういう現状なので、はっきりそういった数値だけではなくて、比較できるような数字を正しく、奈良は遅れているということが分かるような数値を明記されたらどうかというふうに、意見です。

【八木会長】

長谷川委員の今の意見について事務局いかがでしょうか。

【事務局（古市課長）】

記載が簡単にこういう、登録者何人ということで書かせていただいているので、他府県に比べて遅れているかどうか分かりにくい。もう少しきめ細かく書くようにさせていただきたいと思います。

【八木会長】

よろしいですか。

いまワースト10の中に入っているという話が出たのですが、何故ですか。何が原因と思われませんか。

【長谷川委員】

盲ろう者の派遣要請支援費の幅ですね。一人当たりを比べて、そういった部分で一人当たりの予算が低いという部分で、手話通訳設置の率も低いという状況にあります。要約コミュニケーション支援あわせた場合にもそういったパーセント数字が低いという状況になっています。

【八木会長】

分かりました。他、何かございますでしょうか。なければ次の障害者計画の推進の取り組みについて事務局より説明していただければでしょうか。よろしいですか。

【事務局（古市課長）】

資料2 A3の大きな資料をご覧いただきたいと思います。これはですね、みなさんのご協力を得てできた、奈良県障害者計画の施策体系でございますけれども、施策体系に基づいてまとめたものです。大きく3つの施策体系の大きな柱、1つは障害のある人の生活の質の向上、そして、障害のある人の社会参加と就労の促進、3つ目は障害のある人の安心確保ということで3本柱とさせていただきます。そして1ページからずっと基本編と最後のほうに障害種別編というふうにまとめています。これはですね、計画の項目ごとに指標、指標は項目ごとに取り込むべき取り組みの方向性ということで書かせていただいて、それに該当して取り組みを進めるためには、どういう事業が必要だろうとか、現在予算化しているとかそういうふなことを事業名のところに書いていて、右端が本当に簡単な事業内容ということになっています。そういうことで、全部説明できませんので、最初の1つ目、一番大きなオーダーメイドの個別支援システムの構築ということで、主要課題として、個別支援計画に基づく支援システムづくりということで、主要課題としてあげて、指標ということで、この計画の中に記載しております取り組みの方向性、計画に書かれていることをここに書き落としていきます。ですから、生まれたときから成人まで、一貫した

個別支援計画に基づく支援システムづくり、乳幼児から小学校、中学校、特別支援学校、訓練機関とか就労を、そういうような一貫した流れを構築して、福祉・教育・医療・保険・就労等の関係機関を連携して、ライフステージに応じた総合的な相談支援体制の整備を図り、支援の質を向上させます。というような取り組みの方向性を計画に書かせていただいています。それに基づいて、その目標、方向性に基づいて、右のほうに事業化をしています。本年度は障害福祉課で、障害者トータルサポート体制構築事業ということで予算化をして、ライフステージに応じて一貫したサポートができるようなシステムの検討をはじめています。単年度ではなかなかできないと思っていますので、今年度は実態把握から先進県視察とかをして、システムの仕組みの検討をしていきたいと思っています。まあ3年ぐらいの計画で最終的にできればな～と思っていますところ。そういうふうに計画に書かれている文と対照する事業名そして事業内容を書いております。

これをひとつずつ説明するとかかなりになりますので、後ほどの参考にご覧いただくということにさせていただいて、今度は資料3-1をご覧くださいと思います。これもA3資料で大きな資料ですけれども、タイトルは平成22年度奈良県の障害者福祉施策の概要ということで書いています。一番頭には障害者計画の基本方針である、障害のある人が誇りを持って人生を歩むことができる地域社会の実現と誰もが社会の一員として包み込まれ、お互いに支えあう地域社会の実現と計画の基本方針をたてて、3本の柱に分けて予算化をしています。これは、障害福祉課で予算計上している事業です。主な事業ということです。障害福祉課でも、その計画にのっとって、3本の柱にのっとって事業立てをしました。障害者生活の質の向上の中では、新規事業として、先ほど少しふれた、障害者トータルサポート体制構築事業ということで、障害者のライフステージに応じた総合的な支援を行なうために、新たなケアプランの検討とか、関係機関との連携による体制整備を実施していくということで、今年から順次検討して、3年とか4年位で運用できればなど考えているところでございます。

そして、2つ目の新規事業でございますけれども、重症心身障害児（者）の医療ケア推進事業ということで、これは、重症心身障害児（者）ケアの充実に向けた支援をするために、どうやっていくかということでございますけれども、重症心身障害児施設への看護師確保コーディネーター設置ということで、民間の任意施設について看護師確保のコーディネーターを設置して、そこで、民間で、民間施設で看護師不足がございますので、コーディネーターが中心となって、看護師の確保に動いていただくというような事業であります。そして、在宅重症心身障害児の実態調査の実施ということで、いま東大寺療育病院等と相談をしているところでございますけれども、実態調査をすると、昨年度の障害者の生活実態調査では、具体的に、明らかにならなかった、より、もうちょっと詳細な部分を実態調査をして、今後の在宅重症心身障害児の支援のための医療ネットワークの構築につなげたいということで、ネットワークの構築会議を開いて、そういう検討を進めていきたいということでございます。

3つ目の新規事業ですが、障害者グループホーム等の整備事業ということで、障害者のグループホームの整備を進めるとともに、障害者の住まいのあり方の検討事業をしようということで、やはりグループホームが必要なのですが、なかなかグループホームができない理由とか、公営住宅のグループホームへの活用などを具体的に検討して、何が障害になっているのか、整備の進まない障害になっているのかを見極めて、障害者の住まいのあり方を検討していくというようなことで考えています。あと、給付事業とか既存の事業でありますので、今度は右の欄の2番目、障害者の社会参加と就労の促進ということで、これも新規事業です。障害者の雇用・社会参加推進実行プラン策定事業ということで考えています。やはり障害者はなかなか地域の方々、地域と地域の住民の方と触れるあう機会が少ないと、限られているということもございますので、障害者が地域のメンバーとして、参加できるシステムはどういうことなのかというのを目指して、地域における協力、連携体制とか、公的機関の役割、雇用モデルの確立等について、基本理念とか方針を定めて、具体的な事業の展開をしたいと思っています。きっかけとして、いま私ども把握していない地域、市町村とか、それぞれの団体で交流事業とかやっておられると思うので、そういうことも調査をした上で、計画づくりに、システム作りに向かっていきたいと考えています。それから、2番目、3番目は去年もやっています。それから次もやっていますが、今年度から障害者雇用も以前の雇用労政課から障害福祉課に事務が移管をされまして、取り組む事業、主な事業を3つ書いています。1つ目は、特例子会社の立地促進事業ということで、特例子会社誘致の場合は事務経費を助成しようということと、2番目は職場適応事業ということで、職場適応訓練手当の支給ということでやっています。それから3番目の法定雇用率未達成企業を中心に企業訪問とかを行なっています。求人開拓とか特例子会社の設立に向けた啓発・意向調査を実施していきたいと考えています。それから3番目の柱ですが、障害者の安心の確保ということで、引き続きやっていく事業ばかりでございますが、障害者のニーズに応じた市町村が行なう事業に対する助成。これは国費がからみますが、重症心身障害者通園事業等継続的にやっていきたいなと考えています。障害福祉課の主な今年度の取り組みはそういうことでございますが、資料3-2で保険予防課の取り組みを説明します。

【事務局（百地課長補佐）】

精神分野につきましては、保険予防課のほうで予算措置をしている部分が、大部分なので、別仕様で資料をつくらせていただいていますので、説明させていただきます。

まず、精神病院につきましては、地域生活を支える支援ということで、新しく事業をすることはございませんが⑥番目、精神科救急医療システムでありますとか、⑩番目の自立支援医療公費の負担ですとか、⑪番目の精神障害者の医療費助成といったものは、主に医療部分での地域の生活を支えるというふうな予算措置をしております。

2番目といたしまして、長期入院者を中心としました地域生活移行、また定着という部

分での支援ということで、新しい事業といたしましては、③番目の精神障害者地域移行支援の協議会を作りまして、市町村でありますとか、職能団体であります精神科ソーシャルワーカー協会また、病院等と地域移行、病院を退院した場合にどういったかたちで、地域に受け入れるかというふうな協議会を設置しまして、移行に向けての準備を事前準備をするというような機会を設けています。また、④番といたしまして、ピアサポーター研修事業ということなんですけれども、地域移行に対しましては、当然、当事者の方によるサポートも今まで特にしておりませんので、その部分について研修等でサポートするような体制を支援していきたい。それから⑤番で、特に家族会なんですけれども、市町村の家族会等はまだ活動が充分でないところもございますので、保健所または、精神保健福祉センターの職員が、実際に家族教室を実施しているところに出向きまして実際の OJT という形で、家族教室の実際のやり方等を市町村の方に支援していくという事業をしております。

それから3番目といたしまして、精神障害に関する理解の深化ということで、③番で新しく今年度から予定しておりますが、薬物依存症対策推進ネットワークということで、これはダルクさんを中心に今まで薬物で関係につきまして、なかなかネットワークというのができておりませんので、その部分について支援していこうというふうに考えております。以上でございます。

【八木会長】

いま、資料2、3について説明していただきました。これについてご意見、質問があればよろしくをお願いします。

はい、どうぞ。

【品川委員】

資料3-1のところの障害者の生活の質の向上のところでは重症心身障害児医療ケアの推進事業を新規事業として立ち上げていただきまして、たくさん予算も付けていただきました、とてもありがたく思っております。この事業の推進につきましては、当事者の声を反映できるような、そういう配慮をお願いしたいと思います。NICUを出た人たちが、重症児施設へというようなケースもありますけれども、なかなか重症児施設も職員が足りないということで、私たちが巡回医療相談にまいりますと、本当に障害の重い、高度な医療の必要な人たちが家庭で生活しているケースがたくさんございます。そういう人たちは本当に日常生活で沢山困っていることがありますので、その人たちの声が反映できて、はじめてこの推進事業が実のあるものになると思いますので、そういうご配慮をお願いしたいと思います。

【八木会長】

事務局。

【事務局（古市課長）】

ご指摘の点については、去年も、生活実態調査をしましたけれども、重症心身障害児の方については、よりつっこんだ把握ができていない面がございますので、重症心身障害児さんについては実態調査ということで、ご家族の方の声も聞かせていただいて、医療ネットワーク会議に持ち込んで、ご相談をさせていただきたいと考えています。

【八木会長】

松本委員どうぞ。

【松本委員】

実態調査の件につきまして、これから進捗状況はどれくらいでアンケート調査し、実態調査したら、いろいろと課題が出てまいりますよね、それに向かって、何時ごろから実際に進んでいただけるのかというようなどこらへんをお聞かせ願いますでしょうか。ひとつは、私たち会員の中から、卒業後の生活の中で重症児の通園事業じゃない所に行っている人は、やっぱりそこで働いている看護師さん、介護人の皆さんの研修を高めていただきたいと、子どものことが分かってもらえなく、大変困っているという声が上がってきていますので、その必要も感じますので、どういう計画になっているのか聞かせていただきたいと思います。

【八木会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局（古市課長）】

いま、実態調査の項目について相談させていただいております、概略は夏、8月9月位に決まって、それから調査することになると思います。ネットワーク会議にその中間報告なり、その実態調査の報告をしながら、どういうふうにもって行くかということで検討するわけですが、今年度中は、やはり実態調査の検証とか、ネットワークについてどんな課題があるかとかそういうような課題検討に終わって、いきなり医療ネットワークが今年度中にできるとか、そういうことは難しいと思っています。今後ネットワークをモデル的に地域を選んで実施したり、そして、モデル事業をやった時にはその検証をやったりして、それが、上手くいけば、全県的というふうになる段階をおっていく必要があると思いますので、ちょっと長い視点が必要かなと思っています。

【八木会長】

松本委員いかがですか。よろしいですか。

【松本委員】

医療の必要な人たち、子どもたちを見ていただいている人たちへの研修プログラムを今年も続けていただきたいと思います。介護教室、守る会が主になって、私たちも一緒にやっております、介護教室でもやっておりますが、やはり全県的にやっていただくことが必要かなと思っておりますのでよろしくをお願いします。

【八木会長】

いまの継続して欲しいという意見についていかがですか。

【事務局（古市課長）】

介護研修って、どんな、どこでやっている研修のことですか。

【松本委員】

生活介護のところに行っている人が、子どもの異変に気づいてくれなくて、危機的状態に陥ったとかいうことがありますので、重症児というのはこんなものだと、こういうところに気をつけないといけないと、看護師さんでもやはり分からない方が大部分だと言っておりますので、そのへんの研修をやっていただきたいと、だからいま、施設にいらっしゃるお医者さん、例えば「とみお先生」とか、「すなださん」のほうでやっていたらっしゃるお医者さんにしても、看護師さんにしても、この辺を気をつけないといけないという、ああいう研修は親は受けておりますが、実際に従事している人たちには、大変必要なことだと思っております。やはり、重症通園に通っている人たちは、そこの看護師さんはやはり熟知していただいているのですが、週に一回か二回しか通えませんが、そのあとどこに行っているかという、生活介護の事業所に通っておりますので、そこでもやっぱり、大変な事情があると言っておりますので、実態調査では出てくるかと思いますが、それを待っていますと、来年になるようですので、今年もそういう研修は続けていただきたい。私は、実績報告を見ているとどこかでなさっているのは見たのですが、その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

【八木会長】

ちょっと確認をしたいのですが、いまの松本委員の要望は、医療に従事している方の研修をやっていただきたいということなのですが、それは、いま実際にやっておられることなのですね。

【松本委員】

教育の部分で書いています。医療ケアにいる人の研修をやりましたと実績報告に。だか

ら私、福祉のほうでは、なかったのですかね。

【八木会長】

ちょっと事務局説明していただけますか。

【事務局（山本室長補佐）】

いまの委員ご指摘の医療的ケアの対象となる児童についての研修、教員向けの研修でございます。これについては、特別支援学校の教員を中心に研修。それから特化して、対象児がいる学校の教員に対する研修。一般研修やら、個別研修、手技研修をやってございます。

今後も充実をしていきたいと思っています。

【松本委員】

そこにやっぱり学校を卒業してからの部分のほうは、長いし、大変なのですね、だから、学校でやられるようなところも、卒後の介護福祉分野にも広げていただけたら、たいへんありがたいかと思えます。それが一番手っ取り早いのかなと思ったりしますが。

【八木会長】

いまおっしゃられていることは、まだ実際にやっておられないことなのですか。

【松本委員】

はい、そうです。福祉のほうではないです。

【八木会長】

松本委員が要望している部分はまだやっておられない部分ですね。

【松本委員】

守る会の品川委員のところと一緒に介護教室では、少しやりましたが、そんなに深いものではないですよ。

【八木会長】

事務局のほうに、いま松本委員からだされた部分というのはご承知おきいただけでしょうか。

【事務局（古市課長）】

具体的にどのような研修かまた、後ほど教えていただいて。

【八木会長】

そうですね。よろしく申し上げます。

はい、どうぞ。奥田委員、どうぞ

【奥田委員】

精神の奥田です。資料3-2の退院促進の地域移行の関係で、一番上の囲みの中に地域移行目標値が、545人が目標値なのか、入院者152人減少というのは何を書いているのか少し分からないのですが。いずれにしてもこの間やってきて、実際に促進事業で退院された方が何人おって、今年はどういう目標で、取り組んでいくのかということを含めて教えていただきたいと思います。

それから、課題の3の一番最後のところにあります①の保健所の社会復帰事業と書いてありますが、これは、受診勧奨等というのは保健所に相談員を新たに配置したので、具体的にこういう業務にもうちょっと充実をしていきたいという思いなのか、よく分からないので、どういうことを考えておられているのかお聞きしたいのと、⑤の保健福祉分野と学校教育分野の連携強化と書いてありまして、期待しておりますが、具体的にいま、どういう連携をしていくか考え方をもっておられるのか、教育委員会の方へは、家族会からは教員研修の場で、当事者の体験談を語れるような場面をつくっていただきたいということをお願いしておりますが、そういうことも含めて検討していただけるのかお聞かせください。

【八木会長】

はい、事務局、いまのお尋ねについていかがでしょうか。

【事務局（村田係長）】

いま奥田委員の方からご質問にあったことにつきまして、お答えいたします。まず、資料3-2の一番上の表のところなのですが、545人というのは、障害福祉計画を策定した際の目標値ということで、基準が平成17年度の県内の精神科病院の入院者からはじき出した数字ということになります。毎年6月末現在の入院者数を我々の方で数を追っておりますので、昨年6月末現在で平成17年度から比較して152人減少しているという数字です。6月末時点を基準にしている入院者数ということになります。それから、ご質問にあります地域生活移行、事業としましては地域移行、地域定着支援事業というのを展開しているのですが、従来の退院促進支援事業とトータルで概数になるのですが、事業そのもので退院されている方は約60名です。昨年度から保健所のほうにPSWを再配置しまして、特設精神科病院との調整であったりとか地域との調整、コーディネーター役を保健所のPSWを中心にやっていこうという取り組みを実施しております。今年目標数としましては、4月、5月、6月と3か月経緯したわけですが、当県としましては事業で目標

数は今年度につきましては、20名というふうなかたちで目標値を設定しているというところでは、

それから課題3のところに入れてあります精神障害者社会復帰事業ですが、これは保健所で展開しております日常の相談とか訪問の事業の総称というふうなかたちになっております。ですから特段にPSWを再配置したから事業化したというふうなことではなくて始終保健所の活動、相談、訪問等に掛かる費用であったりとか、それから嘱託の精神科医の先生に来ていただいている謝金などをこの事業でみているというふうなかたちになっております。

それから⑤の保健福祉分野と学校教育分野の連携強化というふうなかたちにしておりまして、特段現時点では、何か事業化をしているというふうなことではなくて、この表の中には全く入れておりませんが、別途、私どものほうで、自殺対策の緊急強化基金等を昨年度から増設させていただいている部分とかあります。例えば学校分野で精神保健これは自殺対策というところにもなってくるかとも思いますが、何か有意義な取り組みにはできないだろうかというところを、いま打ち合わせをしているところというところでは、

【八木会長】

奥田委員、いかがでしょうか。いまの続けての説明でよろしいですか。他に何かございますでしょうか。阪口委員。

【阪口委員】

資料2の9ページの総合的なバリアフリーの推進それから2つ目の情報提供やコミュニケーションの支援のため、絵文字やかな表示などの表示方法や、情報伝達手段に配慮します。というところで、事業名は情報バリアフリー化の推進、事業内容が書いていないのが非常に、(その人の情報、バリアフリーということを推進したいという立場から申し上げると)寂しいなと思っております。これから考えていただくことかと思うのですが、もし、今考えられておられることがあればこの場でご発言いただきたいと思っております。

【八木会長】

はい、事務局お願いいたします。

【事務局(古市課長)】

この年度で特にこれをする、具体的に情報バリアフリー化ということで、予算化ができてなかったと思っております。そういう視点は、いつも持っています。今後具体的な検討をさせていただくことになると思っております。

【八木会長】

他にございますでしょうか。長谷川委員、どうぞ

【長谷川委員】

資料2を全体的に見させていただきますと、聴覚障害者また、知的障害の重複に対する計画事業というのが少ないように見れるのですが、コミュニケーション支援だけの部分では載っているのですけれども、他の部分に関しては載っていないというような状態なのですけれどもその部分に関して考えられないなと思いました。例えば、グループホームの部分に関して、聴覚障害者が入ることがこのままではできない。入れないのか、県としてはどういうふうに考えているのか、また、就労の仕事に関しても、聴覚障害者に対して、また重複、知的と聴覚また障害の重複に対しての対応が書かれていない部分と、介護を受けるためのデイサービス、ホームヘルパー等についても聴覚障害者と重複に対する介護サービスに関して書かれていないように、いま見渡したところそういうふうなののですけれども、通所施設に関して、知的障害施設はありますけれども聴覚障害者と知的の重複の通所施設はどうかを考えているのかその部分に関して書かれていないのですけれどもどのように考えているのかなと、そういうところから平成22年度の予算をみわたすと、聴覚障害者の予算というのは、やはりそういった部分に関しては予算化というのがちょっと低いのではないかとということが分かりました。そういった部分でもワースト10に入っているという理由が分かるような気がします。それと、ここの部分の（再）というのはどういう意味なのですか。

【八木会長】

いまの長谷川委員のいくつかのお尋ねですが、事務局いかがでしょうか。

【事務局（古市課長）】

この資料2はですね、皆様のご協力を得て作った障害者計画に掲載している取り組みの方向性を定めていただきました。全てが全て今年の事業として網羅できているわけではなく、計画期間5年ありますので、その間にやっというところ、まあできるだけ早くということがあるので、その辺はご認識をいただければなと思います。それから、最初の方は基本編、後ろの方11ページ以降は障害種別編なのですけれども、基本的に基本編のところで障害種別、まあ身体障害の方について取り組むべき事項も基本編でほとんど書かれていますので、身体障害の方に特に、重点的に取り組むべきような内容を障害者種別編で書かせていただいています。そして（再）というのはそれまでに記載をさせていただいている事業については再度書かせていただいていますというようなことです。

【八木会長】

長谷川委員よろしいですか。

【長谷川委員】

ちょっと理解しにくいです。(再)の意味が分からないですね。(再)と載せれば、もう一度載せるという意味で、新規という意味ではないですね。

【事務局（古市課長）】

この資料上、例えば具体的に言わせていただきますと、3ページの一番下に障害者トータルサポート体制構築事業というのがありますけれども、(再)と書いてあります。それは資料1ページの一番上に個別支援計画ということで、障害者トータルサポート体制構築事業というのを出していますので、同じ事業です。同じ事業でこういう目的に向かって努力しますというようなことです。これだったら2箇所書かれていますよということが分かるということです。

【長谷川委員】

新規事業というのはありませんか。

【事務局（古市課長）】

資料2では、新規事業とか従来からの事業という区別はしていません。

【八木会長】

長谷川委員の方から(再)という表記の意味が分かり辛いということでお尋ねがあったわけですが、例えば、いままでこういう記述の仕方はずっとされていたのですか。今回初めてではないということですか。

【事務局（古市課長）】

資料を作るときにはこういう書き方をします。

【八木会長】

いままでもこういう記述の仕方をしてやってきて、再度記述の仕方についてお尋ねしてもらっているわけですが、ご理解していただけただけでしょうか。よろしいですか。

(再)の表記のしかたと、その前の説明についてはよろしいですか。

他の委員の方何かございますか。品川委員どうぞ。

【品川委員】

表記の仕方なのですけれども、資料2の8ページの一番上に事業名のところに重度心身

障害児医療ケア推進事業というふうに書かれているのですけれども、重症でよろしいでしょうか。重度となっているところと、重症となっているところがまじっているのですが。

【事務局（古市課長）】

すみません。重症です。

【八木会長】

松本委員どうぞ

【松本委員】

誰もが使いやすいトイレの整備の件ですが、資料1-1の実績としては13ページの一番下に、21年度実績で、近鉄西田原本駅、九条駅、田原本駅、JR畠田駅において、多目的トイレ（オストメイト、ベビーベッド）を整備したと書かれています。今度あたらしいところ、資料2の9ページには指標の中に真ん中より下に公共施設において関係機関と連携を行ないながら、誰もが使いやすいトイレの整備をすすめますということで、具体的に事業名とか事業内容あがっていませんが、また同じようにトイレの整備を進めていただけるかと思います。大変ありがたいのですが、ベビーベッドを折りたたみベッドにさせていただきますと、私たちの重い障害のある大人の人たちも、おむつ交換とか衣類の着脱に使えますので、この辺は、やはり22年度からは改良していただきますようお願いいたします。それともう一つ、社会参加推進会議の方でよく出てくるのですが、車椅子の駐車場が公共施設とかスーパー、百貨店等にありますが、なかなか実際に使いたい車椅子使用者が使えない場合が多いと、それで、他府県では、パーキングパーミッション制度も、例えば佐賀県等で行なわれているというふうなところで、奈良県も是非そのへんを考慮していただきたいというのが、車椅子利用者の方から出ておりますので、その辺はどこかに入れていただいているのですか、それともこれから、考えないといけないことなのでしょうか。

【八木会長】

はい、松本委員からいま2点お尋ねがありましたが、事務局いかがでしょうか。

【事務局（古市課長）】

トイレの整備ですけれども、ベビーベッド用をおむつ交換ができるような折り畳みということなんですよ。実現がどうか分からないですが、関係課を通じて、お話を投げかけたいと思っています。それから、駐車場の件ですけれども、九州、長崎とか佐賀とかでパーキングパーミット方式をやっておられるのは知っています。それも障害のある方が本当に使えるような駐車場ということで、必要かと思しますので、それも関係課がございしますので、相談したいと思えます。

【八木会長】

いいですか。私の方からコメントをさせていただきたいと思うのですが、いまお尋ねのあった件で、バリアフリーからユニバーサルデザインという流れで、街づくりが、進んでいると思うのですね、背景には、社会福祉の仕組みが、昔は、ある特定の人たちを対象にまあ選別的に行なわれていたことが、いまや普遍的に、特に高齢社会を迎えて、障害という問題も普遍化していくのだという流れの中で、普遍的なサービスをしていこうという大きな流れがあり、その中で、街づくりも変わってきている。それで、実際に、いま何が起きているかということ、車椅子用のトイレ、昔は、車椅子のマークが貼ってあったのですが、いまは、ユニバーサルデザインで誰でもが使える、7つコンセプトがあるのですが、一番最初に出てくるのが誰もが公平に使えること、このユニバーサルデザインの考えで、いまいたるところにユニバーサルデザインのトイレが普及しています。ですからイオンさんですとかいろんな新しいところに行くと、皆が使えるトイレになっていると、そのことによって何が起きているのかということ、一番必要とする障害のある人の優先順位が、後退してきているということですね。ですから具体的に、例えば、日曜日なんかに行くと、子どもさん連れのお母さんが、車椅子用のトイレに並んでおられて、車椅子者が行くとあなたも並んでくださいよ、ここへ、順番なんだから、ということが、いま各地で起きている。

また、障害者用駐車場についても然りですが、これは、ハートビル法ですとか、住みよい福祉の街づくり条例とかいろんな部分で、作られてきたわけですが、いま障害者用駐車場に対して、社会的に、例えば、インターネット検索で、障害者用駐車場で検索すると、144万件とか、ものすごい数で、ヒットするんですね。それを見ていくと、実は障害者用駐車場がきちんと使われていないということが、住民の中で論議されている、これについては、内閣府からの障害のある人へのアンケート調査で、それも障害当事者から出ています。障害者用駐車場があるにもかかわらず、使えない。こんなことが、いたるところであって、それを調べていくと、日本の社会には、車椅子用のトイレも、駐車場も、駐車場に関しては、3.5メートルの幅を要する駐車場なのだとちゃんと法律に書かれているにもかかわらず、実はその対象者を限定する法律が日本にはない。そういうことによって、各地の施設では、利用される方のモラルに頼っているのが現状だと思います。私、奈良県内のいろんなところを調査、調べに行っているわけですが、企業も大変困っておられます。さまざまな警察沙汰になったり、いろいろな問題があったり、社会的問題だというぐらい、いま松本委員からお尋ねのあった障害者用駐車場に関しても、大きな問題になっている。

それから今後街づくりを進めていく上で、バリアフリーからユニバーサルデザインへということで、大きく流れがあるわけですが、そういう流れの中で、平均の原理、皆が使えるといいじゃないかという部分が重要視されるものですから、必要の原理で、そこが一番必要なんです、例えばトイレでいうならば、車椅子の者はそこしか使えないんだと、他の人は、みんなが使ってもいいんですが、他の人は他のトイレがいっぱいだから、こっちを

使っているのだとか、ちょっとそのへんが、あくまでも同レベルでみることができないというふうに私なんか思っているひとりです。そういう街づくりのあり方が、これでいいのかどうか、駐車場にしても然りです。障害のない方の批判もものすごくあります。なぜそんな障害者用の駐車場をつくるのか、それは健常者に対する逆差別だと意見を堂々という方もインターネットではあります。新聞なんかでも、読売新聞、毎日新聞なんかで、障害者用駐車場に関する記事がものすごく載っているわけですが、健常者に対する逆差別だろうという論調がすごくいまある。ですから必要の原理で、車椅子だったら3.5メートル幅がいるのだと。なぜか、乗り降りするのにそれだけの幅がないと、隣に車を普通の駐車場で停めたら、隣に車がきたら、降りられない、乗れない。そういうために3.5メートルの幅がいるのだというふうになっているが、どうもそのへんのことが、あまり論議されてなくて、何故、障害者ばかり優遇するのかという論調が、今かなり社会的にあるように思います。ですから必要の原理から平均の原理に流れているのではないかと私は思っています。ですからこうした福祉の街づくりについても、今、そういう流れであるけれども、それで良いのかどうかの検証も当事者の立場から、特にこういう協議会中でもそういう視点を持ちながら検証していただければなと思います。

他にございますか。

時間のこともございますので、その他の項目で、今日協議いただいたことも含めて、全体的に何か意見、お尋ね等ありましたら、お願いいたします。

阪口委員、どうぞ。

【阪口委員】

知的障害者の親やその問題というところで、いま私たち、育成会もいろいろ考えている中で、知的障害者の老い、老化という課題で、ダウン症候群の方だったら、一般の高齢の方よりも、10年ぐらい早く高齢化、退行が起こってくるというところで、例えば、いまの県の自立支援協議会でもそういうことが議論されるのかなというのを期待して、県の自立支援協議会の議事録を見せていただいたのですが、そういう課題項目はありませんでした。しかし今後、いま超高齢化社会ということで、5人に一人が、高齢者になって、親が高齢になり、子どもが老化退行してきたときに、本当に地域移行というところで、受け皿の、ケアホーム、グループホームが出来上がっていなかったら私たちはどうなるのだろうか？と、本当にいま切実に感じます。ここでいまお尋ねしたいのは、入所施設で高齢化している施設があるのですが、その辺の実態状況をどのように把握されているかということ、現実、私自身は把握しておりませんので、奈良県でも当初つくられた既設入所施設の中でかなり高齢化の進んでいる現状がおわかりであれば教えていただきたいと思います。

【八木会長】

事務局いかがでしょうか。

【事務局（古市課長）】

個別の入所施設については、入所者がどれくらいの年齢かは持っていたりするのですが、いま手元にないんですが、全体で高齢者がどれくらいというデータまでは掴んでいないんです。

【事務局（林課長補佐）】

個別のところの入所者の平均が50代になっているというようなお話は聞くのですが、全体で入所者の年齢層はどうなっているのかという調査は今の段階ではまだそこまでしていません。おっしゃられるように高齢化の問題と、親亡き後の問題というのは、先ほどいわれた住まいの問題も含めて、これから考えていかなければならないところだと思いますので、施設がどういう役割をこれから果たすのかということも含めて、実態をみながら考えていきたいというふうに思っています。

【八木会長】

よろしいですか、他になにかございますか。
はいどうぞ。

【桐野委員】

ひとつ質問です。資料3-1の2の新しい障害者雇用・社会参加推進実行プラン策定事業、これは、一番少ない予算で、50万円ですけど、具体的な事業の展開を検討しているとお書きですが、具体的に教えてください。

【八木会長】

事務局お願いします。

【事務局（古市課長）】

今年は本当の検討の経費なんですけれども、現状は、やはり障害者が地域とのふれあいが少ないだろうということもありますし、障害の特性に応じた就労の場とか、そういうのを確保とか見つけることが、困難であろうということがございますので、例えば、障害者雇用ひとつにとっても地域と行政とか、官民連携した体制が、必要ではないかと、役割分担的なこと、それから障害者の雇用モデルをつくるような努力をしたり、そして企業が、どういうふうに取り組んでいただけるか、だから行政だけでなく、企業とか、地域とか、障害者団体とか、地域全体で取り組むような仕組みが必要だろうなと思っております。県内の施設とか、事業所とかあるいは特別支援学校とかまた、地域とか学校とかが定期的に交流してふれあう場をつくる必要があるのだろうなと思っております、そういうような構想で協議会というか検討する場を設ける経費でございまして、先進県の視察をさ

せていただいたり、検討委員会の経費ということで、まだ、具体的にきっちりとしていませんが。

【八木会長】

他にございますか。なければ、これで終わりたいと思います。

あと事務局にお返しします。

【事務局（林課長補佐）】

ありがとうございました。本日は、熱心なご討議ありがとうございました。以上をもちまして「平成22年度第1回の障害者施策推進協議会」を閉会いたします。最後にですね、実は、この協議会の委員の皆様方の任期なのでございますが、今年度末ということになってございます。ちょっと早いですが、委員改選ということも今年度中ございますので、その節はよろしくお願いいたしたいと思います。その節はこちらの方からまたご連絡をさせていただきたいというふうに思っております。

本日はご多忙な中、長時間にわたりまして、本当に熱心なご討議ありがとうございました。